



兵ト協ニュース

NEWS For HYOGO TRUCKING ASSOCIATION

2019.6 No. **395**



場 所：坂越の町並み(赤穂市)

主な記事

- 「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて
- 2019年度「環境の日」及び「環境月間」行事実施要領について

主な同封物

- 運行管理者試験事前講習会のご案内
- 名神集中工事(名神 吹田IC～東名 春日井IC(上下線))

CONTENTS



行政からのお知らせ

(国土交通省)「不正改造車を排除する運動」への積極的な取組みについて	1
(環境省) 2019年度「環境の日」及び「環境月間」行事実施要領について	3
(神戸市消防局) 令和元年度「危険物安全週間」の実施について(お願い)	5

事務局からのお知らせ

優秀運転者顕章候補者の推薦について	6
-------------------	---

理事会だより

7

委員会だより

8

支部活動だより

9

会員情報だより

ジャパントラック大阪株式会社	11
----------------	----

陸災防のページ

はい作業主任者技能講習会のご案内	12
------------------	----

会員だより

16

協会日誌

17

適正化事業部からのお知らせ

巡回指導における指導事項(今月のテーマ「事業報告書及び事業実績報告書の提出について」)	18
---	----



行政からのお知らせ



国土交通省

「不正改造車を排除する運動」への積極的な取り組みについて

不正改造車については、これまでも「不正改造車を排除する運動」を中心に、街頭検査等のあらゆる機会をとらえ、その排除に努めてきたところです。

しかしながら、依然として、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因の一つとなっていることから、社会的にもその排除が強く求められております。

特に、部品の取付けや取外しによって保安基準に適合しなくなっても、違法であるとの認識のないままに改造を行っている自動車使用者のほか、自動車使用者に保安基準に適合しない自動車を販売するため車検時に基準適合させつつ車検後に部品の取付けや取外しする不正改造を行う事業者、更にはそのような不正改造車について、検査での合格を強要する悪質な事業者もいる状況です。このような中、平成29年には、速度抑制装置の改変を行う部品を販売した者が不正改造ほう助の容疑で逮捕された事案や、シートベルト警報装置を解除する用品を使用していた者がシートベルト警報装置の不正改造の容疑で逮捕された事案も発生しているところです。

このような状況に鑑み、国土交通省では、2019年度においても、関係省庁、自動車関係団体等の協力のもと、全国的に不正改造車の排除のための諸活動をなお一層強力に取り組むこととしています。

2019年度「不正改造車を排除する運動」実施細目

1. 目的及び実施

自動車使用者等に対し自動車の適切な使用についての意識の高揚を図り、道路交通の安全確保、公害防止を図るため、不正改造車両の排除を目的とする。

また、「不正改造車を排除する運動」への積極的な取り組みについて実施するものとする。

なお、近畿運輸局管内では2019年度は7月を不正改造車排除強化月間とし、不正改造車の排除を強化して取り組むこととする。

2. 本運動の名称並びに標語

名称は、『不正改造車を排除する運動』とし、標語は、『7月は「不正改造車排除強化月間」です。』及び『不正改造はあきまへん！』を標語とする。

3. 実施期間

本運動は、1年を通して実施するものとするが、地域の事情や要請を考慮した各地方運輸局ご

と又は各運輸支局ごとに不正改造車排除強化月間（以下「強化月間」という。）を1ヶ月間設定し、不正改造車の排除を強化して取り組むこととする。

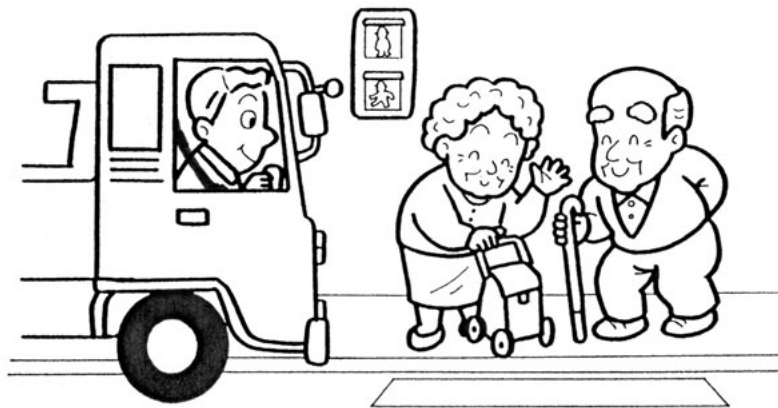
4. 不正改造排除項目

1. 重点排除項目

- (1)マフラーの切断・取外し及び騒音低減機構を容易に取り外せる等の基準不適合マフラーの装着
- (2)タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し
- (3)大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等
- (4)シートベルト警報装置を解除する用品等の取付け
- (5)前面ガラス並びに運転者席及び助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付（貼付状態で可視光線透過率70%未満）

2. 基本排除項目

- (1)前面ガラスへの装飾板の装着
- (2)直前直左の周辺状況を確認するための鏡、又はカメラ及び画像表示装置の取外し
- (3)灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け並びに保安基準上、装備が義務化されている灯火器（例：側面方向指示器）の取外し
- (4)土砂等を運搬するダンプ車の荷台にさし枠の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し
- (5)基準外のウイング（ギア・スポイラ）の取付け
- (6)不正な二次架装
- (7)不正軽油燃料の使用



**ちょっとした地球への思いやり
エコ・ドライブ推進中！です**

2019年度「環境の日」及び「環境月間」行事実施要領について

1. 背景

環境の日・環境月間は、昭和47年6月5日からストックホルムで開催された「国連人間環境会議」に由来します。

国連は、「国連人間環境会議」での我が国の提案を受けて、毎年6月5日を「世界環境デー」と決めました。世界各国では、この日に、環境保全の重要性を認識し、行動の契機とするため各種行事を行っています。

また、平成5年11月に制定された「環境基本法」においては、事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、6月5日を「環境の日」と定め、国、地方公共団体等においてこの趣旨にふさわしい各種の催し等を実施することとされています。

これらを踏まえ、6月の1か月間を「環境月間」として設定し、環境保全に対する関心を高めるための啓発活動を行っています。

2. 2019年度の環境省の取組について

(1) 2019年度環境政策の基本的方向

社会は大きな転換期を迎えています。IoTやAIなどの技術進歩も相まって、社会システムは大規模集約型から分散型へ、経済は量から質へ、価値観は「モノ」から「コト」へと変化しつつあります。その一方で、かつてない人口減少・少子高齢社会に直面している我が国は、環境問題、経済成長、地方創生といった諸課題に同時に取り組まなければなりません。また、平成30年7月豪雨に象徴される自然災害の激甚化・頻発化や今夏の記録的な酷暑及びそれに伴う熱中症の増加など、気候変動の影響の拡大が懸念される中で、緩和策・適応策の更なる加速、着実な災害対応などが求められています。

3. 実施方針

・実施期間

- ① 環境の日： 6月5日
- ② 環境月間： 6月1日から30日までの1か月間

・行事等

「環境の日」及び「環境月間」の趣旨に沿った行事の例としては、次のようなものが考えられます。また、実施される各種事業について広く周知を図り、国民多数の参加を得るよう努めます。

- ・意識の啓発：講演会、シンポジウム、セミナー、映画会、環境保全活動コンテスト等のつどい

- ・知識の普及：環境展、環境技術・環境保全型商品やエコカーの展示、施設の公開、工場等の見学、環境保全施策の説明会
- ・実践活動：
 - ・省エネ機器への買換えなどのエコ商品選択の推進
 - ・空調・冷蔵冷凍機器・照明等における節電
 - ・ライトダウン
 - ・エコ通勤等自動車から環境負荷の小さい交通への転換
 - ・エコドライブ
 - ・環境家計簿
 - ・エネルギー使用量・温室効果ガス排出量の「見える化」
 - ・クールビズ（冷房温度の適正化及び服装の工夫）等地球温暖化防止活動（COOL CHOICEの推進）
 - ・レジ袋やワンウェイのプラスチックの削減等リデュース・リユース・リサイクルの取組
 - ・食品ロス削減のための食べきり運動
 - ・不法投棄監視活動
 - ・一斉清掃活動（海岸を含む）
 - ・植樹等の地域美化運動
 - ・自然観察会等自然に親しむ野外活動
 - ・飼養動物の愛護と適正管理の普及啓発活動



令和元年度「危険物安全週間」の実施について(お願い)

本年も全国一斉に「危険物安全週間」が実施されることとなりました。当市におきましても、下記のとおり「危険物安全週間」を展開致しますので、この運動の趣旨をご理解いただき、格別の御協力をお願い申し上げます。

記

1 目的

危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進することにより、各事業所における自主保安体制を確立し、「安全で安心なまちづくり」を推進する。

2 重点目標

- (1) 危険物施設保有事業所における耐震補強含む自主保安体制の整備・推進を図る。
- (2) 市民及び事業所に対して、危険物の安全に関する啓発・普及を図る。
- (3) 査察基本計画に基づく査察の強化、危険物施設の定期点検及び情報伝達の強化を図る。

3 実施期間

6月2日(日)～6月8日(土)までの7日間

4 推進標語

「無事故への 構え一分の 隙も無く」

ご相談は、もよりの消防署へ

神戸市消防局 078-325-8515
東灘消防署 078-843-0119
灘消防署 078-882-0119
中央消防署 078-241-0119

兵庫消防署 078-512-0119
北消防署 078-591-0119
長田消防署 078-578-0119

須磨消防署 078-735-0119
垂水消防署 078-786-0119
西消防署 078-961-0119
水上消防署 078-302-0119



事務局からのお知らせ

〈優秀運転者顕章候補者の推薦について〉

全日本トラック協会では、標記顕章を例年の通り実施する旨の通知がありましたので、下記顕章規程により候補者をご推薦下さいますようお願い申し上げます。

記

◎目的

人命を尊重し安全運転を心がける優秀な運転者に対し、無事故の誇りをもたせ他の模範とするとともに、交通道德の高揚と安全意識向上を図り、社会的に寄与することを目的とする。

◎選考基準

1. 現在運転者であって、運転者であった期間を通算して次の各号に定める期間、無事故であり、かつ無違反であった者とする。(開始年月日から令和元年5月末までの期間)

①金十字章…満20年以上

(ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として15年以上とする)

(無事故・無違反開始年月日 平成11年6月1日以前)

②銀十字章…満10年以上

(ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として7年以上とする)

(無事故・無違反開始年月日 平成11年6月2日～平成21年6月1日まで)

2. 上記の無事故、無違反であった者とは次の各号に定める者以外の者とする。ただし、自己の責に帰すべき理由によらない事故は無事故とする。

(1) 人身に係る事故を起こした者

(2) 物損事故で損害額1万円を超える事故を起こした者

(3) 事故または違反により罰金以上の刑に処せられた者

※推薦書に運転記録証明書・無事故無違反証明書等の添付は不要です。

※現に章を受けている者は、再び同種の章及び下位の章を受けることはできません。

◎推薦方法

(1) 推薦者は、金・銀それぞれの推薦用紙に記入し、各章ごとにまとめて下さい。

(2) ふりがな、氏名、生年月日、事業者名称、無事故・無違反期間、運転免許証番号を必ず入力して下さい。

(3) 過去に受章されている方は、その章の種類と受章した年を備考欄に必ず入力して下さい。

(4) 推薦書 右上に 担当者の氏名、事業所名、住所、TEL、所属支部名を必ず入力して下さい。

◎締め切り

令和元年7月17日(水)

◎提出先 及び方法

〒657-0043

兵庫県神戸市灘区大石東町2丁目4-27

(一社)兵庫県トラック協会 総務部まで

TEL: 078-882-5556

E-mail: hta@hyotokyo.or.jp

※提出は、兵ト協ホームページの優秀運転者顕彰候補者推薦書ファイルをダウンロードし、入力のうえ、上記メールアドレスへ送付してくださいようお願い申し上げます。

理事会だより

令和元年度第1回常任理事会・総務委員会合同会議 を開催しました

日 時 令和元年5月22日(水)
場 所 兵庫県トラック総合会館

福永会長、他常任理事 18名、監事 1名が出席し、下の審議事項は全て承認されました。

議 題

(1) 第1回理事会対処について

- ①理事会開催日程（案）について
- ②令和元年度交付金事業会計補正予算（案）の承認について
- ③平成30年度事業報告及びその附属明細書の承認について
- ④平成30年度計算書類（貸借対照表、正味財産増減計算書）及びその附属明細書の承認について
- ⑤平成30年度公益目的支出計画実施報告書の承認について
- ⑥監査報告について
- ⑦会員の入会の承認について
- ⑧第61回定時総会の開催（案）の承認について
- ⑨役員候補者の推薦について
- ⑩定款第28条第7項に基づく業務執行状況報告について



委員会だより

令和元年度物流政策・交付金委員会を開催しました

日 時 令和元年5月14日(火)
場 所 兵庫県トラック総合会館

原岡副会長、他委員18名が出席し、下の議題は全て承認されました。

議 題

1. 令和元年度税制改正要望事項（案）について
2. 令和元年度運輸事業振興助成交付金事業会計補正予算（案）について
3. 平成30年度運輸事業振興助成交付金事業報告について
4. 平成30年度運輸事業振興助成交付金事業会計及び交付金事業運営関連の特別会計に係る決算報告について
 - ア 収支計算書等について
 - イ 貸借対照表について
 - ウ 正味財産増減計算書について
5. 第42回近代化基金融資公募結果について



支部活動だより

交通安全教室

高齢者向けのトラック教室を行いました(東部支部)

4月26日、東部支部は高齢者対象のトラック教室を実施しました。尼崎市内の杭瀬自動車学校で参加した9名の高齢者がトラックの死角を体感しました。当日は警察、支部役員9名とトラック2台が参加しました。



小学生向けの交通安全教室を行いました(東播支部)

5月14日、東播支部は小学生対象の交通安全教室を行いました。三木市の上吉川小学校と中吉川小学校で約100名の小学生がトラックの左折巻き込み実験等を体験しました。当日は警察他、支部から6名が参加しました。



小学生向けの交通安全教室を行いました(明石支部)

5月22日、明石支部は小学生対象の交通安全教室を行いました。明石市の人丸小学校で小学生他関係者約1,000名が参加し、交通安全教室を行いました。当日は警察他、支部から7名が参加しました。



小学生向けの交通安全教室を行いました(北播支部)

5月17日、北播支部は小学生対象の交通安全教室を行いました。加西市の賀茂小学校で小学生他関係者約100名が参加し、トラックの死角や巻き込み等の交通安全教室を行いました。当日は警察他、支部から9名が参加しました。



2018年4月号から会員情報だよりの連載を開始しました。

第13回目はジャパントラック大阪株式会社です。

人との協調・社会との協調・時代との協調

ジャパントラック大阪株式会社 (伊丹市)



■ 業務内容

当社は昭和54年12月1日に設立しました。現在本社が兵庫県伊丹市に、営業所が兵庫県宝塚市、京都府八幡市にあり、地場では主に家電製品を、長距離では鋼材関係の輸送を行っており70台が稼働しています。

■ 従業員に対する配慮

会員制福利厚生サービスへの加入、有給消化の促進や10分ほどで洗車可能なリモコン式ブラシ洗車機の導入、各ドライバーに無事故・車輛点検等に挑戦してもらう表彰制度など従業員に少しでも役立つことや職場環境の改善を追求しているところです。

また当然ではありますが、専属の産業医と連携しながら社員の健康管理にも力をいれ、安心して少しでも長く働けるようバックアップを考えています。

■ 安全・品質向上への取り組み

全社的な安全品質会議、小集団での安全品質会議、点呼時教育などできるだけ回数を重ね、また8年ほど前よりGマークの取得に取り組んでおりルール順守・事故防止に努めています。また安全対策機器として全車デジタルタコグラフ、ドライブレコーダー、バックアイカメラを

装着し常に有効的な活用を考え、ドライバーの安全運行に役立てています。

■ 環境への取り組み

グリーン経営認証、エコアクション21を取得。認証を継続し続けるには全従業員の日々の活動がおのずと不可欠となり、特に車両の燃費については地道な指導、取り組みを行い常に向上を目指しています。

■ 今後の取り組み

上記取り組みの進化に加えて、荷待ちの時間短縮、荷役作業の効率化、発注量の平準化による生産性向上、労働時間の短縮、9時～15時など短時間勤務でも可能な仕事の創出、介護等も両立できるような週休2日、3日などより一層柔軟な働き方の検討により高齢者、女性にも働きやすいものとし、全従業員の幸福を追求するとともに物流サービスを通じてお客様に貢献していきたいと考えています。



■ 会社概要 ■

会社名: ジャパントラック大阪株式会社

本社: 兵庫県伊丹市大鹿6-68

代表者: 金築 秀人

設立: 昭和54年12月

事業所数: 2営業所

従業員数: 78名

車両数: 70台

ホームページ: <http://japan-truck.com/>



問い合わせ先

陸運労災防止協会 兵庫県支部
(兵庫県トラック協会内)
電話 078-882-5556

労働安全衛生法に係る技能講習のご案内 〈兵庫県労働局登録教習機関 [兵労基安登録第14号]〉

はい作業主任者技能講習会のお知らせ

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

「はい」とは、荷の保管、仮置、検数、薰蒸などを行うために倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷(小麦、大豆、鉱石等のばら物を除く)の集団をいいます。

高さが2メートル以上の「はい」作業(荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く)を行っている事業場では労働安全衛生法第14条によるはい作業主任者の資格を取得させ、そのうちから「はい作業主任者」を選任して作業をしなければなりません。

1. 講習日時・会場 注：当日は8時45分より受け付けします。

講習日時	1日目	2019年7月25日(木) 9時～17時(座学講習)
	2日目	2019年7月26日(金) 9時～17時(座学講習、修了試験)
講習会場	兵庫県トラック総合会館 3階会議室 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 ※受講者の為の駐車場はありません。	

2. 受講料

	受講料	テキスト代	合計
兵ト協会員	7,000円 (内消費税8% 518円)	無料 (陸災防兵庫県支部負担)	7,000円 (内消費税8% 518円)
非会員	7,000円 (内消費税8% 518円)	1,500円 (内消費税8% 111円)	8,500円 (内消費税8% 629円)

3. 受講資格

「はい」付け又は「はい」くずしの作業に3年以上従事した経験を有する方。

※ 受講申込書に実務経験証明書が付随しています。証明者の職氏名(事業場の代表又は責任者の方)の記入及び、押印(丸印)が必要です。(角印は認められません。)

4. 申込要領

- (1) 陸運労災防止協会兵庫県支部事務局へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で次の申込先に郵送して下さい。

予約受付 及び 申込書受付期間

2019年6月4日(火)～2019年7月18日(木) 必着

ただし、期間にかかわらず定員に達し次第締め切ります。

(定員に空きがあれば、前日まで受付可能ですので、お問合せ下さい。)

- ① 受講申込書 (A4サイズにコピーまたは、切り取ってご使用して下さい)
- ② 証明写真2枚 (サイズ縦3.6～4cm、横2.4～3cm)

※ 合格された場合の修了証に使用します。スキャナーで画像処理しプラスチックカードにカラー印字いたしますので、スナップ写真、カラーコピー等画像の不鮮明なものは使用できません。

証明写真2枚の内うち1枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

※ 写真の裏に氏名を記入して下さい。

③ 運転免許証の写し（住所変更している場合は、裏面必要）

④ 受講料

納入された受講料等は、受講票を発行した以後は、一切返金いたしません。

受講票は、申込後約1週間程度で所属事業場宛てに郵送いたします。

（申込先）

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内
陸運労災防止協会兵庫県支部
電話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時～17時（12時～13時は除く）。

5. 持参品

受講票・筆記具（えんぴつ・消しゴム・ボールペン）

6. 修了証

法定の講習時間を受講し、修了試験に合格した方には、後日、修了証を郵送いたします。

2日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

7. 留意事項

修了試験において不合格となり基準点以上であった場合、追試験を1回のみ受験することができます。

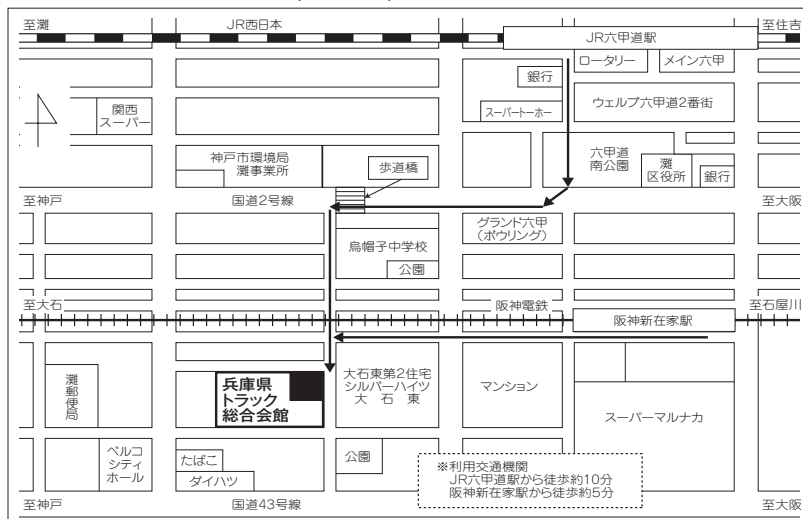
追試験を希望される場合は、受験料2,160円（税込）が必要となりますのでご留意下さい。

受講者の為の駐車場はありませんので、公共交通機関の利用をお願いします。

はい作業主任者技能講習会場 兵庫県トラック総合会館

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号

TEL (078) 882-5556



はい作業主任者技能講習会

受講申込書

修了証台帳

写真貼付し
て下さい。
縦3.5 c m
横2.5 c m

ふりがな		性別		※
氏名		男 ・ 女	修了証 番号	
生年月日	年 月 日生	交付年月日		※
現住所 (修了証に載ります)	〒 電話 (携帯電話)			
勤務先	所在地	〒 電話 F A X		
	名称			

本人確認 ※		
--------	--	--

証 明 書			
受講者氏名 _____ ㊟			
上記の者は、はい付け又ははいくずしの作業に _____ 年 _____ 月から _____ 年 _____ 月まで 3年以上従事した経験を有する者であることを証明します。			
年 月 日			
事業者名 _____			
事業者 _____ ㊟			
書替・再交付年月日	※ 年 月 日	本人確認書類 ※	

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。

ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為にのみ使用します。

燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表（平成31年4月末現在）

（単位：円/ℓ）

元売名	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタンド
		平 均	平 均	平 均	平 均
J X 日 鉱 日		104.55	104.90	105.64	
出 光		100.03	104.60	108.33	
J エ ナ ジ ー				114.00	
コ ス モ		99.73	104.30	108.80	
昭 和 シ ェ ル		100.55		104.10	
モ ー ビ ル					111.60
エ ッ ソ		101.00			118.00
三 井		102.00			
そ の 他		99.70	102.23	108.88	109.47
総 計		100.59	103.45	107.54	110.80
31 / 3	全国平均	97.33	調査なし	105.10	106.82
	近畿平均	96.66		104.12	104.20

兵ト協
調 べ

全ト協
調 べ

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円/ℓ）

集計月	区分	ローリー	組 合	カ ー ド	スタンド
		平 均	平 均	平 均	平 均
平成30年5月		96.31	97.96	100.86	103.28
平成30年6月		100.43	103.20	102.72	109.06
平成30年7月		102.34	105.44	108.49	110.36
平成30年8月		102.51	105.40	108.88	112.97
平成30年9月		102.02	105.61	108.60	111.21
平成30年10月		105.22	107.62	110.72	114.21
平成30年11月		107.95	110.64	114.75	116.74
平成30年12月		101.39	106.51	110.87	113.67
平成31年1月		94.15	99.71	103.88	108.84
平成31年2月		92.61	96.34	100.39	103.97
平成31年3月		95.19	98.26	102.12	107.05
平成31年4月		97.49	100.33	104.87	109.51
令和元年5月		100.59	103.45	107.54	110.80
年 間 平 均		99.86	103.11	106.51	110.13

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

“軽油は兵庫県下で買いましょう”

会 員 だ よ り

入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先
31.4.26	明石	一般	コカ・コーポラトラーズジャパン(株)	吉 松 民 雄	〒674-0054 明石市大久保町西脇152 TEL 090-9847-6524 FAX 078-384-3923
元.5.13	東播	一般	(有)フジトランスポート	藤 川 千 治	〒673-0403 三木市末広3-2-8 TEL 0794-82-2321 FAX 0794-82-2321

変更届

会員名簿 ページ数	変更事項	旧	新
5	住所	関西資材運輸(株) 尼崎市大浜町1-3-2	〒660-0085 尼崎市元浜町1-42-2
9	住所	白雪物流(株) 尼崎市西向島町15-1	〒664-0845 伊丹市東有岡2-13
18	代表者	森山建設工業(株) 森 山 慶 三	森 山 慶 文
31	代表者	間口バリュートランス(株) 中 平 寛 幸	尾 形 哲
43	代表者	間口北近畿(株) 土 田 剛 規	袋 井 隆
58	代表者	白栄物流システム(株) 橋 本 晶	柴 田 秀 昭
59	代表者	(株)北 神 蒔 野 主 計	蒔 野 栄二郎
73	住所 TEL/FAX	兵庫県自動車修理業・レッカー事業協同組合 神戸市東灘区魚崎浜町33 自動車会館1階 TEL 078-441-1281 FAX 078-451-1859	〒651-0072 神戸市中央区脇浜町2-3-12 兵庫車体整備(株)内 TEL 078-232-0521 FAX 078-232-0522
90	代表者	(株)垂水重機 水 上 清 久	水 上 秀 一
131	代表者	大成ホンダ陸送(株) 加 藤 和 男	加 藤 和 男・桃 尾 直 之
133	代表者	(株)西物流兵庫 戸 川 通 夫	大 豊 敏 夫
155	会社名	日鉄住金物流広畑(株)	日鉄物流広畑(株)
164	代表者	夢前急送(株) 米 田 信 也	米 田 信 也・米 田 英 司

協会日誌

月日	行事名	場所	月日	行事名	場所
5・7	自動車関係団体連絡会議	自動車会館	5・3	ホワイト物流説明会	兵ト協
8	西宮市と災害協定に係る打ち合わせ	西宮市役所		兵ト協 西播支部総会	西部研修会館
9	全ト協 総務委員会	全ト協		全ト協 海コン部会正副部会長及び各地ト協部会長合同会議	全ト協
	兵庫労働局との労働災害防止に係る打ち合わせ	兵庫労働局		兵庫県災害対策連絡調整会議	兵庫県災害対策センター
10	兵ト協 監事監査	兵ト協		－ 6月の予定－	
	ひょうご環境保全連絡会理事会	神戸市教育会館	6・3	兵ト協 理事会	兵ト協
	全ト協 特殊車両通行許可制度講習会	兵ト協	5	地球と共生環境の集い 2019	兵庫県公館
	兵ト協 東播支部総会	加古川プラザ ホ テ ル	6	全ト協 理事会	全ト協
11	春の全国交通安全運動(～ 20日)			NASVA ガイドライン認定セミナー	西 研 修 会 部 館
	兵ト協 明石支部総会	明石支部	7	近ト協 幹事会	大ト協
	兵ト協 西神戸支部総会	第一 楼	8	天狼会 総会	エ ク シ プ 淡 路 島
13	兵ト協 食品部会「正副部会長・監事会議」	兵ト協		兵青協HOT 21 正副部会長・監事会議	段 屋
14	兵ト協 物流政策・交付金委員会	兵ト協	10	ひょうご環境保全連絡会総会	兵 庫 県 民 会 館
	トラックの日行事検討プロジェクト会議	兵ト協	11	兵庫県交通安全協会 常任理事会・理事会	楠 公 会 館
	ひょうごエコタウン推進会議 理事会	ひょうご 環境創造協会		ひょうごエコタウン推進会議 総会	ラ ッ ホ テ ル
15	Gマーク説明会(神戸)	兵ト協		働き方改革実現に向けたアクションプラン周知セミナー	兵ト協
	全国道路利用者会議 定時総会	砂防会館別館 (東京)		輸送秩序改善連絡会(三木会)	兵ト協
16	兵ト協 ダンプ部会 役員会・情報交換会	兵ト協	13	引越部会 正副部会長・監事会議・委員会	兵ト協
	神戸市危険物安全協会 理事会	ホテル北野 プラザ六甲荘	17	兵庫県交通安全協会 評議員会	楠 公 会 館
17	Gマーク説明会(姫路)	西 研 修 会 部 館	18	引越事業者優良認定制度事前説明会(TV会議システム)	兵ト協
18	兵ト協 丹有支部総会	丹 波 の 森 公 苑	19	兵ト協 定時総会	ANAクラウンプラザ ホ テ ル 神 戸
20	KTS 正副部会長会議	和 歌 山	20	運輸安全マネジメントセミナー	兵ト協
21	兵ト協 海コン部会 役員会	兵ト協	24	60分で分かる重大事故対策セミナー	兵ト協
	兵ト協 東神戸総会	ホ テ ル 竹 園 芦 屋		兵ト協 食品部会 総会	段 屋
22	兵ト協 正副部会長会議	兵ト協	25	近ト協 定時総会	ホテルグラン ヴィア大阪
	兵ト協 常任理事会・総務委員会合同会議	兵ト協		60分で分かる重大事故対策セミナー	西 研 修 会 部 館
24	兵ト協 百貨店部会 総会	馨 林		近ト協 定時総会	ホテルグラン ヴィア大阪
	兵ト協 東部支部総会	都 尼 崎	27	全ト協 通常総会・理事会	第一ホテル京 東
	兵ト協 西宮支部総会	ヒ ュー イ ツ 甲 子 園	28	神戸マラソン実行委員会 総会	兵庫県公館
29	全ト協 タンクトラック・高圧ガス部会	ザ グラン ク レール(名古屋)		－ 7月の予定－	
	尼運協 総会	都 尼 崎 ホ テ ル	10	全ト協 引越部会	名 鉄 グ ラ ン ホ テ ル
30	兵ト協 取扱部会 正副部会長役員会・監事会議	兵ト協	11	全ト協 常任理事会・理事会合同会議	第一ホテル京 東
	兵ト協 取扱部会 役員会	兵ト協	18	全ト協 全国専務理事業務連絡会	千 葉 市 内 ホ テ ル
	兵ト協 兵庫支部総会	神 仙 閣	20	第47回トラックドライバーコンテスト兵庫県大会	明石運転免許 試 験 場
	西宮地区低公害車普及等推進協議会 総会	西宮市役所			

適正化事業実施機関からのお知らせ

巡回指導における指導事項（今月のテーマ「事業報告書及び事業実績報告書の提出について」）

担当：適正化事業指導員 洲戸 一季

事業報告書・事業実績報告書とは

運送事業者は、事業者の概要、経営規模、経営している事業、財務状況等の営業活動状況等の報告を一般貨物自動車運送事業報告書（以下事業報告書）で、1年間の輸送実績、事故件数等の報告を貨物自動車運送事業実績報告書（以下事業実績報告書）で毎年行う義務があります。

事業報告書の提出は毎事業年度の経過後100日以内に、事業実績報告書の提出は前年4月1日から3月31日までの期間に係るものを7月10日までに国土交通大臣又はその主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければなりません。（事業報告規則2条より）

昨年度の巡回指導における事業報告書・事業実績報告書は、「否」の比率による順位付けでワースト8位（38項目中）となっております。各報告書の提出期限や提出先に関する間違いが多く見受けられるので、この機会に確認していただければと思います。

事業報告書提出に伴う必要書類について ※ 提出時期：決算から100日以内に提出

①鏡、②一般貨物自動車運送事業損益明細表、③一般貨物自動車運送事業人件費明細表、④財務諸表(損益計算書)、⑤貸借対照表、⑥注記表、⑦事業概況報告書が事業報告書の提出に必要な書類になります。毎年3月末頃に兵ト協から郵送で送っている事業報告書には、①～⑦までの様式が入っていますが、②～⑥の書類に関しては自社で出している決算報告書から該当する部分のコピーを添付しても問題ありません。①と⑦に関しては、兵ト協から郵送した書類に直接記入するか、近畿運輸局HP「申請書等ダウンロードコーナー」にある様式に記入し提出してください。

事業実績報告書の提出について ※ 提出時期：前年4月1日～3月末迄の期間の輸送実績を7月10日迄に提出

貨物自動車運送事業実績報告書の様式1枚の提出を上記時期までに提出となります。事業報告書の決算から100日以内の提出時期に対し、事業実績報告書は昨年4月1日～3月末の期間分輸送実績を記入するよう義務づけられているのでご注意ください。まれに（年3月31日現在）と年度のみを記入する箇所を二重線で日付を訂正されている場合がありますが、訂正しないようお願いいたします。

自己チェック項目

調査事項	法・規則・条項	関係帳票類等	チェックポイント	(判定)
5. 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。	事業法60条1項 事業報告規則2条	事業報告書(事業概況報告書、貸借対照表、損益計算書、損益明細表、人件費明細表)の控 事業実績報告書の控	チエックポイント (1)事業報告書は、毎事業年度の経過後100日以内に提出されているか？ (2)事業実績報告書は、前年4月から本年3月までの1年間の実績を、毎年7月10日までに提出されているか？ ※ 主たる事務所のみが対象 〔事業者は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならない。〕	<div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div>

区分	一般			特定
	特積	利用	霊柩	

事業者番号	9桁の番号記入
-------	---------

貨物自動車運送事業実績報告書

あて

住所
事業者名
代表者名
電話番号

ゴム印でも可
会社印(丸印)は不要
電話番号まで漏れなく
記入願います

対象期間(前年4月1日～3月31日)は義務づけされているので二重線等で訂正しないでください。

事業概況（ 年3月31日現在）

事業用自動車	両	従業員数	人	運転者数	人
--------	---	------	---	------	---

自社車両数、人数を記入

事業内容（前年4月1日から3月31日まで）

・ ダンプによる土砂等輸送	・ 冷凍、冷蔵輸送
・ 基準緩和認定車両による長大物品等輸送	・ 原木、製材輸送
・ 国際海上コンテナ輸送	・ 輸送
・ コンクリートミキサー車による生コンクリート輸送	・ その他
・ 危険物等輸送	・ ()

該当箇所に記入
もしくは○

輸送実績（前年4月1日から3月31日まで）

	延実在車両数 (日車)	延実働車両数 (日車)	走行キロ (キロメートル)	実車キロ (キロメートル)	輸送トン数		営業収入 (千円)
					実運送 (トン)	利用運送 (トン)	
北海道							
東北							
北陸信越							
関東							
中部							
近畿							
中国							
四国							
九州							
沖縄							
全国計							

北海道から沖縄まで全国の運輸局名がありますが、自社の営業所がある運輸局毎に分けて記入してください。

●各項目記入例
 ・延実在車両数(日車)…保有車両×365日
 (例:保有車両5台×365日=1,825)
 ・延実働車両数(日車)…保有車両×営業日
 (例:保有車両5台×【365日-125日(年間休日)】=1,200)
 ・走行キロ(キロメートル)…保有車両の走行キロの総和①
 (例:各車両2,000km/年:2,000km×5台=10,000km)
 ・実車キロ(キロメートル)…①-空車キロの総和
 (例:片道実車、片道空車の場合:1,000km×5台=5,000km)
 ・実運送(トン)…年間で運んだ総トン数
 (例:一日平均10t、片道実車の場合:10t/日×5台×240日=12,000t)
 ・利用運送(トン)…備車(利用運送)で運んだ年間総トン数

事故件数（前年4月1日から3月31日まで）

交通事故件数		重大事故件数		負傷者数	
--------	--	--------	--	------	--

あれば記入
なければ0記入

- 備考
1. 区分の欄は、該当する事項を○で囲むこと。
 2. 従業員数は、兼営事業がある場合は、主として当該事業に従事している人数及び共通部門に従事している従業員のうち当該事業分として適正な基準により配分した人数とし、運転者数を含むものとする。
 3. 事業内容については、主なもの三項目以内を○で囲むこと。
 4. 危険物等とは、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第101号)別記様式の(注)の「積載危険物等」をいう。
 5. 輸送実績については、地方運輸局の管轄区域ごとに、当該地方運輸局の管轄区域内にあるすべての営業所に配置されている事業用自動車の輸送実績(ただし、輸送トン数(利用運送)については、当該地方運輸局の管轄区域内にあるすべての営業所において行った貨物自動車利用運送に係る貨物取扱量)について記載すること。
 6. 交通事故とは、道路交通法(昭和23年法律第105号)第72条第1項の交通事故をいう。
 7. 重大事故とは、自動車事故報告規則第2条の事故をいう。

安全の証し「Gマーク」

「安全性優良事業所」 申請概要

申請受付期間

2019年7月1日(月)～7月12日(金)

土・日を除く



※「Gマーク」の「G」は「Good」(良い)、「Glory」(繁栄)の頭文字「G」を取ったものです。

申請書類の頒布

①インターネットによる頒布

頒布開始日 2019年4月16日(火)

頒布方法 申請案内↓全日本トラック協会

ホームページにて公開

申請書・自認書↓申請書作成システムによる

作成が可能

②紙媒体による頒布

頒布開始日 2019年5月7日(火) 土・日を除く

頒布方法 申請事業所が所在する都道府県の地方実施機関

(各都道府県トラック協会より入手してください。)

更新のお知らせ

前回以下の申請年度に認定された事業所の皆様は、今年度、更新手続きが必要となります。

更新種別	前回の申請年度	現在の認定証番号
初回更新	平成29年度(新規)	29*****
2回目更新	平成28年度(初更)	28***** (1)
3回目更新	平成27年度(2更)	27***** (2)
4回目更新	平成27年度(3更)	27***** (3)
5回目更新	平成27年度(4更)	27***** (4)

以下の「Gマーク」ステッカーの貼付は不正使用となります。Gマーク制度の信頼性を維持するためにも、車両に貼付される「Gマーク」ステッカーの適切な使用をお願いします。

●車売却時には「Gマーク」ステッカーを剥がしていただく等、Gマーク認定事業所が正しく認知されるようにしてください。

●有効期限が過ぎたステッカーの貼付

●有効期限を切り取ったステッカーの貼付

適切ではない使用例

Gマーク認定事業所のみならず認定ステッカーを正しく使用できていますか？



国土交通大臣指定 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

●「安全性優良事業所認定制度」に関する詳しい内容については、ホームページをご覧ください。
<http://www.jta.or.jp>



公益社団法人
全日本トラック協会

〒160-0004
東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館
TEL.03(3354)1067 FAX.03(3354)1019